

は じ め に

ここに令和7年版名古屋市環境白書を公表します。

この冊子は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第11条の規定に基づき、令和6年度における環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策を取りまとめ、報告するものです。

昨年8月、国において第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。本計画では循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものとされており、国家戦略として取り組むべき重要な課題であると位置付けられています。

また世界的にも、ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブといった目標の達成には循環経済への移行が必要不可欠であるとされており、本年9月に発表された世界資源研究所（WRI）の報告書では気候変動や生物多様性の損失などの地球規模の危機を回避するためには2050年までに資源消費量を半減する必要があるとしています。

名古屋市は、藤前干潟をごみの最終処分場として埋め立てる計画を中止し、平成11年2月に「ごみ非常事態」を宣言して以来、ごみの分別・リサイクルにおいて全国的にも先進的な取組みを数多く実施してきました。保全された藤前干潟は平成14年にラムサール条約に登録され、また本年7月には、ジンバブエ・ビクトリアフォールズで開催された第15回ラムサール条約締約国会議において、名古屋市がラムサール条約湿地都市の認証を受けました。これはごみ減量や湿地での保全活動において、市民・事業者の皆さまとの協働による取組みが国際的にも評価されたことを示しています。

あらためて、皆さまのこれまでのお力添えに心から感謝申し上げるとともに、持続可能な資源消費に向けて、引き続きご協力をお願ひいたします。

持続可能な社会の実現は、私たち一人ひとりが自らのライフスタイルにおいて環境にどのような影響を与えているのかを考えることから始まります。そしてその影響を他人事ではなく自分自身の問題として捉え、行動していくことが必要です。私たちだけでなく、将来世代の人々がより快適な生活を送り続けられるよう、持続可能な社会をともに目指していきましょう。

この冊子が広く活用され、本市の環境の現状や取組みについての理解を深めていただくとともに、持続可能な社会の実現に向け行動するきっかけとなることを願っています。

令和7年12月

名古屋市長 広沢一郎

